

甲病組情答申第1号
令和8年(2026年)3月3日

地方独立行政法人公立甲賀病院
理事長 辻川知之様

公立甲賀病院組合情報公開・個人情報保護審査会
会長 渡邊嘉之

公立甲賀病院組合情報公開条例第19条に基づく諮問について(答申)

令和7年10月31日付け地独甲第115号で貴職から受けた公文書開示決定等不服申立事案諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：令和7年第1号

事件名：公文書不開示決定処分審査請求事件(以下「本件審査請求」という。)
令和7年6月24日通知(地独甲第55号)

答 申

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る地方独立行政法人公立甲賀病院（以下「実施機関」という。）が行った処分は妥当である。ただし、審査請求人が提出した公文書開示請求書（令和7年5月30日付け。以下、「本件開示請求書」という。）で請求のあった文書は、公立甲賀病院組合情報公開条例（平成19年公立甲賀病院組合条例第4号。以下「条例」という。）第7条第6号イに該当する情報であり、不開示理由を「存否不回答」ではなく「不開示」とすることが妥当である。このことによって、不開示決定とした処分は変わらない。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例に基づく本件開示請求書の請求1「貴院で死亡した〇〇（個人名）に係る、死亡日以降に行った会議、ミーティングなどの記録（家族出席の会議分不要）」及び請求2「死亡日以降に行った〇〇（個人名）に関わる医療従事者へのヒアリング結果」に対し、実施機関が公文書不開示決定通知書（令和7年6月24日付け地独甲第55号。以下「本件不開示決定通知」という。）で行った存否不回答を理由とする不開示決定について、その取消しを求めるといふものである。

2 本件審査請求の理由

本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 「存否不回答」と「不開示決定」の矛盾

本件不開示決定通知では「存否不回答」にチェックが付されている一方、本文では「不開示と決定した」と記されており、処分内容が矛盾している。これは行政処分として明確性を欠いており、どちらの処分か不明。

(2) 請求に係る会議、或いはヒアリングの存在は病院が認めている

遺族説明会において、病院が請求1で〇〇（個人名）の死亡日以降に行ったミーティングなどの記録について、「院長を含めた委員会で検討した」、請求2で〇〇（個人名）の死亡日以降に行った同人に関わる医療従事者へのヒアリング結果について、「ひと通り確認したが、スタッフが見つからなかった」旨の説明をしており、請求に係る会議、或いはヒアリングの存在は公知であり、その結果（記録）が公所であれば、おおむね、存在していると考えられる。

「文書不存在」ならまだしも「存否不回答」とするのは不適當。

(3) 不開示理由に該当しない

病院は、不開示理由を「契約、交渉又は争訟及びその準備に係る事務に関し、実施機関等の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ（条例第7条第6号イ）としているが、なぜ、事実を開示することで不当に害するのかわからない。本件は、医療事故の再発防止・安全管理に直結する情報であるとともに、〇〇（個人名）の遺族の知る権利であり、権衡上も公益性・説明責任が極めて大きく、条例上の不開示事由に該当するとは言い難い。

第3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

1 処分内容及び理由

審査請求人より令和7年5月30日、条例第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件開示請求書が提出され、実施機関は、本件不開示決定通知より審査請求人に対し次のとおり通知した。

請求1については、会議・ミーティングの有無・回数に関する情報及びその内容に関する情報は「契約、交渉又は争訟及びその準備にかかる事務に関する情報」であるところ、これらに関して実施機関内部での検討の経緯やその結果等が公開されれば実施機関の財産上の利益や当事者としての地位が害されるおそれがあるため不開示と決定した。

請求2については、医療従事者へのヒアリングの有無・回数及びその結果に関する情報は「契約、交渉又は争訟及びその準備にかかる事務に関する情報」であるところ、これらに関して実施機関内部での検討の経緯やその結果等が公開されれば実施機関の財産上の利益や当事者としての地位が害されるおそれがあるため不開示と決定した。

2 実施機関の意見

(1) 申立理由(1) 「存否不回答」と「不開示決定」の矛盾

本件処分を取り消すべき事由は認められない。

ア 公文書の存否の不回答（条例第10条）は、公文書開示請求に対する拒否処分の方法の一つであって、公文書不開示決定と別に存否不回答の処分が存在するわけではない。このことは、公立甲賀病院組合情報公開条例施行規則（平成19年規則第6号）第3条第3項において、条例第11条第2項の規定による通知は公文書不開示決定通知書（様式第4号）により行うと定められており、様式第4号の不開示理由記載欄にはチェックボックスで「存否不回答」の記入項目が備えられている一方、条例第10条該当の場合に様式第4号とは異なる様式による旨の定めがないことからしても明らかである。このため、「存否不回答」と「不開示決定」のどちらの処分であるかということは問題とならない。

また、本件不開示決定通知においては、本文において本件開示請求書の対象となる公文書の存否が回答されていないから、処分内容が矛盾している事実は認められない。通常であれば公文書の存否を不回答とする不開示決定の通知書であることを明確に読み取ることができると考えられるから、処分の理由記載が明確性を欠くものとも認められない。

イ 仮に本件不開示決定通知の理由記載につき不服申立書記載の問題点がある場合であっても、手続上の軽微な瑕疵に過ぎない。

(2) 申立理由(2) 請求に係る会議、或いはヒアリングの存在は病院が認めている

本件処分を取り消すべき事由は認められない。

ア 条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示するおそれがある場合に、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができることのみを定めており、「請求に係る会議、或いはヒアリング」の存在が公知であるか否かは関係がない。

イ また、上記のとおり、院内での患者の死亡については、内規に定めのある複数の委員会又はカンファレンスで諮られている可能性がある。このため実施機関が本件説明会で不服申立書に記載の説明をしていたとしても、すべての「請求に係る会議、或いはヒアリン

グ」の存否に言及しているものではない。本件説明会に出席した遺族も限定的であり、そもそも「請求に係る会議、或いはヒアリング」の存在が公知であるという事実は認められない。

(3) 申立理由(3) 不開示事由に該当しない

弁明書第2-2-(ア)において記載したとおり、「実施機関の財産上の利益又は当事者の地位を不当に害するおそれ」がある場合に該当すると認められる。

なお、本件患者に対する病院の診療について、診療契約上の顛末報告義務を超えて公に対して何らかの説明すべき責任があるとも認められないから、当該情報の公益性が極めて大きいものとはいえない。また、上記の情報が公になれば、遺族との交渉や争訟及びこれらに関する事務について、実施機関の当事者としての地位が害されるおそれが十分に考えられる。その一方で、事実関係については既に遺族に対して診療録を開示し本件説明会を実施しており、遺族らの知る権利への制限は認められない。したがって、「実施機関の財産上の利益又は当事者の地位を不当に害するおそれ」がある場合に該当すると認められる。

第4 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

当審査会は、公文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、対象公文書の不開示等について、以下判断するものである。

2 本件決定の妥当性

審査請求人は、請求1「会議、ミーティングなどの記録」及び請求2「医療従事者へのヒアリング結果」の二つの開示請求をしたところ、実施機関は、令和7年6月24日付で存否不回答(条例第7条第6号イに該当)の理由で不開示決定の通知をした。当審査会においては、審査請求人より提示された3点の申立て理由について本件決定の妥当性を判断する。

(1) 「存否不回答」と「不開示決定」の矛盾

存否不回答は、条例第10条(公文書の存否に関する情報)に規定する公文書開示請求を拒否する処分方法の一つであり、公文書の不開示決定と別に存否不回答の処分が存在するわけではないことから矛盾は認められない。なお、公文書不開示決定通知書(様式第4号)は、公立甲賀病院組合情報公開条例施行規則において定められた様式で、不開示理由記載欄に「不開示」、「存否不回答」、「文書不存在」、「その他」のチェックボックスが備えられており、この様式を使用することで統一的に簡便に通知することができるものである。

(2) 請求に係る会議、或いはヒアリングの存在は病院が認めている

一般的に病院内で事故があったときは会議が行われるが、請求1及び請求2の文書が仮に存在するとしても、それを公にすることにより、契約、交渉又は争訟及びその準備に係る事務に関し、実施機関等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれが十分にある情報と認められ、「不開示」とすることが妥当である。

(3) 不開示理由(条例第7条6号イ)に該当しない

本件不開示決定通知の不開示理由記載欄の「存否不回答」にチェックされているにもかかわらず、「不開示」の理由である条例第7条第6号イに該当し、及びその条文にかかる理由が記載されている。本来、「存否不回答」であるならば、その存否を答えるだけで当該非公開理

由に該当するという理由を記載しなければならず、不開示理由に矛盾があることから手続き上の瑕疵があると考えられる。しかし、これは手続き上の軽微な瑕疵であり、審査会の結論を左右するものではない。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、不服申立書及び反論書においてその他種々の主張をされているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会は本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

1	令和7年10月31日	諮問の受理（地独甲第115号）
2	令和7年11月26日	審議
3	令和8年2月3日	審議